

議案第 118 号

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部改正について

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 29 年 9 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例

伊賀市指定管理者選定委員会条例（平成 19 年伊賀市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「選定に関する事務」の次に「及び指定管理施設の検証に関する事務」を加える。

第 3 条中「8 人」を「15 人」に改め、同条第 2 号中「税理士」を「市職員」に改め、同条第 3 号中「商工団体代表者」を「その他市長が必要と認める者」に改め、同条第 4 号から第 8 号までを削る。

第 4 条第 1 項中「2 年間とする」を「2 年間とし、再任を妨げない」に改める。

第 5 条第 2 項中「副市長をもって充てる」を「第 3 条第 1 号及び第 3 号に掲げる委員の互選により定める」に改める。

第 6 条第 1 項中「会議は」を「委員会の会議（以下「会議」という。）は」に改め、同条第 2 項から第 4 項までの規定中「委員会」を「会議」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（部会）

第 7 条 委員会に、必要に応じ、委員の一部をもって部会を置くことができる。

2 委員会は、前項の規定により部会を置いた場合は、当該部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

3 部会の委員は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

5 第5条第4項及び前条の規定は、部会について準用する。この場合において、第5条第4項並びに前条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成29年11月9日から施行する。